一宮市告示第 487 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第１項の規定により、下記の地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更し定めたので、同条第８項の規定により公告する。

令和８年 10 月 30 日

一宮市長　中野　正康

記

地域計画を定めた地域

（１）旧一宮市地域

（２）旧尾西市地域

（３）旧木曽川町地域